

関係府省提出資料

重点	ヒアリング事項	府省	ページ
5	資格付与者の見直し	総務省 厚生労働省 国土交通省	1
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	環境省 国土交通省	17
1	国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止	厚生労働省 デジタル庁	29
17	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	厚生労働省	34
16	障害者支援施設における設備基準等の見直し	厚生労働省	43
4	国への返還金に関する取扱いの見直し(自立支援給付費等)	こども家庭庁 厚生労働省	53
11	保険資格の切替・得喪時に係る手続等の見直し	厚生労働省	67
27	国民健康保険関係事務の見直し	厚生労働省	74
4	国への返還金に関する取扱いの見直し(国民健康保険 診療報酬)	厚生労働省	83

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の 見直しについて【行政書士】

(管理番号218、277)



総務省

令和 7 年 9 月
総務省自治行政局

重点5: 資格付与者の見直し
(総務省)

指定試験機関に「合格の決定に関する事務」を委任できるようにすることについて

第175回提案募集検討専門部会（R7.7.3）における御指摘

- 合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答でお示しいただきたい。

2

対応の方向性

- 御指摘を踏まえ、都道府県における負担軽減等の観点から、**「合格の決定に関する事務」も含めて指定試験機関（一般財団法人行政書士試験研究センター）に委任することができるようにすることについて、関係者との合意形成を図ってまいりたい。**

※ 制度変更の時期については、指定試験機関におけるシステム改修や手数料について検討する必要があることに留意しながら、今後、関係者とともに検討する。

- 行政書士法は、行政書士の資格や取り締まり等に関する規定を設けることにより、もって住民の便益を向上させるために、昭和26年に議員立法により制定されたものであり、法制定以降も、原則として議員立法により改正が重ねられてきている。

1. 行政書士の業務

- 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成する（独占業務）ほか、官公署に提出する書類の提出手続を代理すること、許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続において官公署に対してする行為を代理すること、許認可等に関する不服申立ての手続を代理すること、書類の作成について相談に応ずることなど（非独占業務）を業務としている。

〰

2. 行政書士の資格・登録

- 次のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。
 - ① 行政書士試験に合格した者
 - ② 弁護士となる資格を有する者
 - ③ 弁理士となる資格を有する者
 - ④ 公認会計士となる資格を有する者
 - ⑤ 税理士となる資格を有する者
 - ⑥ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間等が17年以上の者
- 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地等の登録を受けなければならない。
 - ※ 行政書士の登録を受けようとする者は、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に登録の申請を行う。

3. 行政書士試験について

- 行政書士試験は、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年一回以上行うこととされており、また、**行政書士試験の施行に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。**
- **都道府県知事は、総務大臣の指定する者**（指定試験機関：一般財団法人 行政書士試験研究センター）**に、行政書士試験の施行に関する事務**（合格の決定に関する事務を除く。）**を行わせることができる**こととされており、現在、**すべての都道府県が当該事務を委託。**

＜参考＞ 行政書士試験の実施者の変遷

4

S26：行政書士法の制定

- ・ 行政書士法制定当初は、**行政書士試験は都道府県知事が実施**することとされ、また、**その合格資格は、当該都道府県内でのみ通用するもの**であった。また、行政書士の登録事務は都道府県が行うこととされていた。（行政書士の登録事務は、その後、昭和46年改正により行政書士会が、昭和60年改正により日本行政書士会連合会が行うこととされた。）

S58：行政書士法の改正

- ・ 行政書士法の一部改正により、**行政書士試験の合格資格は全国通用するもの**とされるとともに、**行政書士試験は自治大臣が実施し、試験の施行に関する事務は都道府県知事に委任することができる（機関委任事務）**こととされた。

H11：地方分権一括法による行政書士法の改正

- ・ これまで自治大臣の機関委任事務として実施されてきた行政書士試験の施行に関する事務を、**都道府県の自治事務として都道府県知事が実施**することとされた。
- ・ 併せて、都道府県の事務処理の効率化等の観点から、試験の施行に関する事務は、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができることとされた。

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し（調理師） ＜令和 7 年地方分権提案管理番号277＞

【地方分権有識者会議 提案募集検討専門部会】

令和 7 年 9 月 2 5 日

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重点5: 資格付与者の見直し
(厚生労働省)

要望及び対応方針（調理師）

提案内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

2 次 回 答

9 現行の調理師に係る試験事務及び資格登録事務については、国家資格等情報連携・活用システムの活用等により、都道府県事務の負担軽減策を検討してまいりたい。

一方で、食材や食文化は地域によって多種多様である中、食の安全や食育を含めた各地域の実情に応じた食環境づくりを進め、住民の健康増進を図るためには、都道府県において調理師の技術や専門性を積極的に活用していくことが重要である。調理師に関する事務は、都道府県が行うことが適当であり、調理師の資格付与者を国に変更することについては、慎重な検討が必要と考える。

なお、調理師制度は、都道府県が条例等により制度を設けて、その資質向上を図っていたところ、その資格要件が各都道府県によって様々であったことを踏まえ、議員立法として調理師法を制定し、全国的な制度にしたという経緯がある。資格要件については国として最低限の基準を設けつつ、その運用は当該基準の範囲内で、都道府県に委ねるという形で運用されている。

調理師制度の概要

調理師について

- 「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

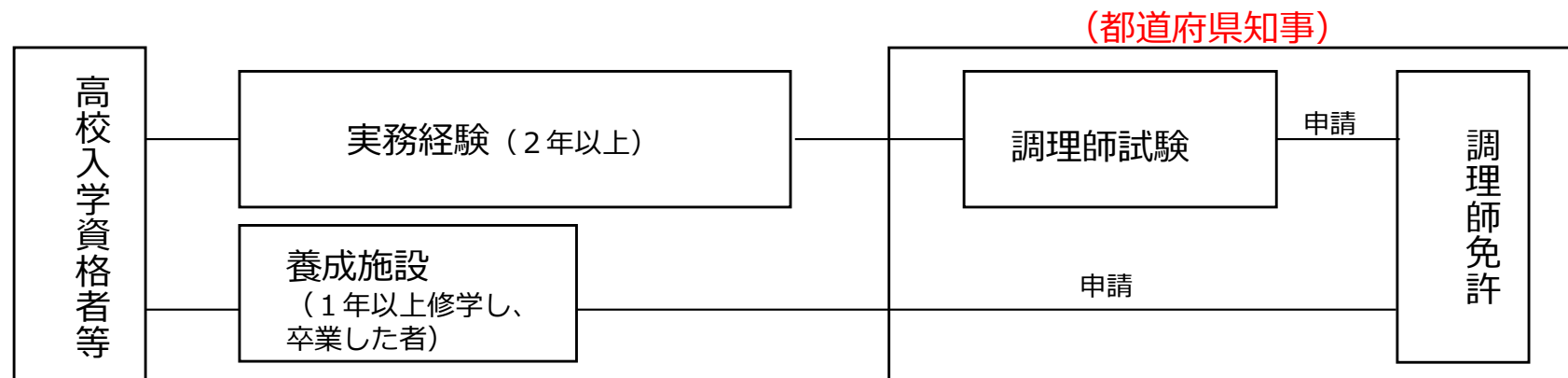
調理師資格取得方法について

- 調理師養成施設卒業：学校教育法第57条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設で1年以上修学し、卒業した者。
- 調理師試験合格：学校教育法第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験（都道府県知事が実施）に合格した者。

調理師名簿について

- 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

調理師免許取得の流れについて



調理師免許交付数、調理師試験受験者数

<調理師免許交付数の推移>

年度	総数（累計）	免許交付数 （単年度）	免許取得資格	
			養成施設卒業	試験合格
令和元年度	3,877,425	29,039	13,125	15,914
令和2年度	3,905,719	28,294	13,118	15,176
令和3年度	3,933,842	28,123	12,961	15,162
令和4年度	3,960,146	26,304	12,403	13,901
令和5年度	3,983,936	23,790	11,884	11,905

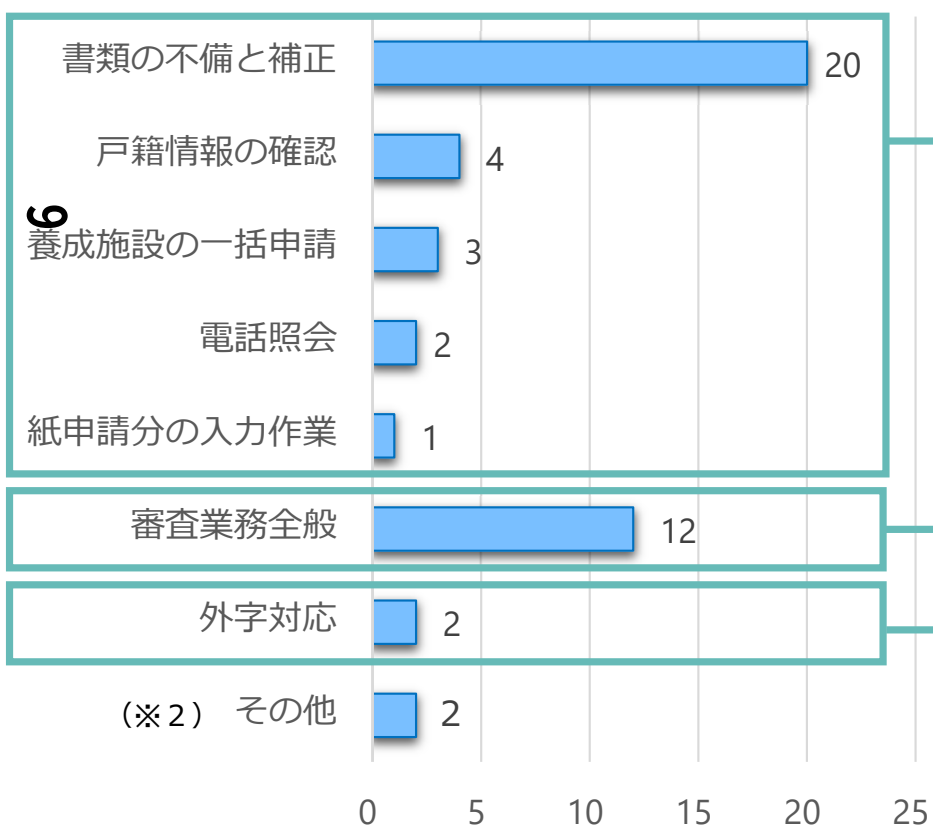
<調理師試験実施状況>

年度	受験者数（人）	合格者数（人）	平均合格率（%）
令和元年度	25,451	16,904	66.4
令和2年度	21,096	14,814	70.2
令和3年度	24,230	15,896	65.6
令和4年度	21,547	14,091	65.4
令和5年度	19,783	12,037	60.8

都道府県における業務の負担について～アンケート結果より～

- 都道府県に対して行ったアンケート調査の結果によると、都道府県は、申請書類の確認や補正の業務に時間を要している（※1）。
- 調理師資格の試験事務と資格管理事務について、国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」という。）の活用を検討しており、これにより業務の負担が大幅に軽減することが想定される。

■最も時間を要する(業務量が多い)資格管理に係る業務



■システム活用による資格管理者のメリット（※3）

申請
受付

- ・入力時に形式チェックを行う等により記入漏れ等の確認・修正負担を軽減
- ・マイナンバーの活用によるオンライン申請に対応可能

審査

- ・マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能となる
- ・申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信することが可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿
管理

- ・システムを通じて、住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携を実現、最新の本人確認情報及び戸籍情報の確認が可能となる
- ・国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

※1 令和7年8月から9月にかけて、都道府県に対し調理師資格に関する業務内容、業務体制等についてアンケート調査を実施。42都道府県が回答。

※2 「その他」には、類型化できない業務として、「申請者の卒業した養成施設の存否の確認」及び「免許取得者が罰金刑以上の刑に処せられた場合の対応」が含まれる。

※3 デジタル庁HP（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f5541d61-9839-408d-babb-bd40c8dead71/0fb1985a/20250715_policies_online_government_certifications_01.pdf）掲載資料を一部改編して作成。

地域の食環境づくりにおける調理師の役割

- 各地域の実情に応じた食環境づくりを進め、住民の健康増進を図るためには、都道府県において調理師の技術や専門性を積極的に活用していくことが重要である。
- 健康日本21（第三次）においても、全国の都道府県において、地域特性を踏まえた食環境づくりの取組を展開していただくことが重要であることが示されている。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

も

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)と、より実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進するものである。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

二 目標設定の考え方

3 社会環境の質の向上

(二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

都道府県知事が資格付与者となっている 国家資格の見直し (管理番号277)

11

国土交通省
観光庁国際観光部
令和7年9月25日

調査概要

◆ 実施時期

令和 7 年 7 月 25 日（金）～令和 7 年 8 月 1 日（金）

※アンケート結果を踏まえ、追加で一部自治体に対してヒアリングを実施。

◆ 調査対象自治体

40 都道府県（回答率 100%）※

※ 2 府 6 県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）は関西広域連合がまとめて登録事務を担当しているため、1 カウント。

◆ 回答の概要

- 全都道府県の内、「登録事務における事務負担や効率化の観点での懸念の有無」については、**約 43% が「懸念無し」と回答。**一方、**約 57% は「懸念がある」旨の回答あり。**
- 回答があった懸念の内の大多数は、「①住所変更に伴う都道府県間の手続きの負担」、「②デジタル化の課題」、「③窓口体制の脆弱さ」、「④添付書類の過多」であった。

◆ 個別アンケート事項に対する回答

（注）以下の回答（・）は都道府県からの回答をそのまま転記。

Q. 登録事務に支障をきたした具体的な事例や改善策

紙媒体による課題

- 当県では申請件数自体は比較的少ないものの、**1 件当たりの登録事務に係る作業が多いため、例えば 2 ～ 3 月の試験合格発表直後など、登録申請が重なった場合に手続き完了までに長時間を要している。**
- 登録事務自体に支障はないが、**紙媒体の保存や整理、スペースの確保が負担。**

窓口体制の脆弱さ

- 申請者が来庁された際に担当者が不在にしていた場合、申請者に折り返しの電話をしなければならない。また、不足書類（WEB公開の意向調査）をその場で記入してもらうなどの対応ができず、**書類を再提出していただくまでに時間を要する。**
- 当係は出張が多いため、不在にすることも多々ある。一方、**申請者はアポなしで来訪するため、他係の前任者が対応することがあった。**

申請者側の提出書類不備

- 申請の際に、**必要書類がそろっているか念入りに確認している。**

都道府県アンケート調査結果（続き）

Q. 登録事務に支障をきたした具体的な事例や改善策

提出書類に関すること

- 健康診断書については、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否等、申請書類の中で最も多くの問い合わせが寄せられている。
- なぜ精神の診断書なのか理由を聞かれることがある。またこの病院でできるのか、初診で書いてもらえるのかとの問い合わせもある。身体診断書であれば職場等で受けたものを提出できるのに新たに金銭的な負担がかかる、との苦情もある。職場等で受ける健康診断書の写しでも可能、となれば金銭的な負担も減るのではないか。

住所変更の手続きの煩雑さ

- 旧住所先の都道府県へ、通訳案内士登録情報検索サービスより住所変更申請のうえ、オンラインで新規登録番号が取得できる一方で、登録証については新住所の都道府県で登録完了後、紙媒体での郵送返却対応となることから、旧住所先での抹消の手続きに時間を要する。
- 県外への転出者が転出先で新規登録の手続きを行ったため、転出前の県へ情報共有がなされない事例があった。

Q. 全国通訳案内士の登録事務について、今後デジタル化が進んだとしても、オンライン化の対象とできない、もしくは難しいと感じる事務の有無とその理由

非居住者の新規登録等の課題

- 非居住者の新規登録及び代理人の変更については、観光庁発出の通達「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」によって、窓口に出向くことやパスポートの原本を提示することとしていることからオンライン化できない事務である。

対面で相談できる窓口の必要性

- 全国通訳案内士の中には年齢層が高めの方（60～70歳代）もいらっしゃる。オンラインでの申請をお勧めはするが、対面での紙での申請を望む方もいる。

都道府県アンケート調査結果（続き）

Q. 都道府県が保有する登録簿を活用し、独自の研修等を実施している事例 ※アンケートに加え個別に確認したものを含む

質の向上に向けた都道府県独自の取組

- 県が保有する登録簿記載の住所に文書を郵送し、スキルアップ研修や就業機会促進講座について告知。
- 世界文化遺産登録を契機として、県内の資源を正しく語れる人材を養成する必要から、県が保有する登録簿を用いて県内の通訳案内士に研修を周知。
- 県内の資源を県内人材に語ってほしいという目的から、県が保有する登録簿を用いて県内の通訳案内士に研修を周知。

全国通訳案内士の活用促進に向けた都道府県独自の取組

- 14
- 県内在住の通訳案内士の就業機会促進のため、県が保有する登録簿の情報をもとに、承諾を得た通訳案内士の写真付きの紹介ページを設け、対応言語のほか、ガイド料、得意分野の紹介等の情報を掲載。
 - 通訳案内士の新規登録手続きで、県から登録証を送付する際に、HPへの自己PR等情報掲載アンケートを行い、掲載希望があった県内在住の通訳案内士の紹介を行うことで、就業機会の促進を図っている。情報更新依頼があれば登録簿及びHP情報を随時更新。
 - 県内在住の通訳案内士の就業機会促進のため、県が保有する登録簿の情報をもとに、承諾を得た通訳案内士の紹介ページを設け、対応言語のほか、得意分野等の情報を掲載。情報更新依頼があれば登録簿及びHP情報を随時更新。

全国通訳案内士団体へのヒアリング結果

ヒアリング概要

◆ 実施時期

令和7年7月31日（木）～令和7年8月5日（火）

◆ ヒアリング対象

7つの全国通訳案内士団体（4つの全国団体全て及び3つの地方大手団体）

◆ 回答の概要

- 7団体中5団体は、**都道府県と連携した施策（講演会・研修等）を実施したことがある**と回答。
- 7団体中4団体は、通訳案内士にとって相談窓口が居住地の近隣にあるという利便性の観点だけではなく、各自治体のホームページでの周知等、**都道府県が通訳案内士にかかる情報を管理することにメリットを感じている**と回答。
- 登録申請時に求められる**添付書類（特に健康診断書）の見直し**を求める回答が多数存在。

◆ 個別ヒアリング事項に対する回答

都道府県が登録簿を管理することについての利点や自治体との連携状況

- 都道府県に対面で相談できる窓口が存在すること**は、通訳案内士の利便性の観点でよい。
- 都道府県が全国通訳案内士の登録を管理していることで、地域内の通訳案内士団体として、**都道府県と連携した施策（地域資源に関する講演会や地域内の大学と連携した認知度向上事業等）が断続的に実施ができています。**
- 県が全国/地域通訳案内士の育成に力を入れようとしているため、**情報を都道府県が持っている方が連動できる。**
- 都道府県が通訳案内士の情報を保有し活用することで、**通訳案内士が研修等の受講機会を得やすくなる。**
- 地域ならではの**情報を早く入手**することができる。
- 公的な自治体のホームページ等で周知**ができる。
- 旅行会社等業務上必要な関係者との**ネットワーク形成が容易。**

提出書類に関すること

- 写真、**健康診断書（※）の取得が面倒**だった。 ※精神疾患がないか示すために登録申請の添付書類として国が求めているもの。
- 健康診断書の取得に係る費用が高い。**
- 登録申請時に求められる添付書類（特に**健康診断書**）を**見直してほしい。**
- 新たに登録する人から、**健康診断書について詳細が不明**であると問い合わせがたまにある。

対応の方向性

- ◆ 都道府県においては、増加するインバウンドを地域へ呼び込むための観光施策の一環として、自らが管理する全国通訳案内士の情報を活用して、人材育成や就業機会の創出等に取り組んでいる事例が確認された。
また、全国通訳案内士の団体においては、都道府県と連携したセミナーの開催など、都道府県が通訳案内士の登録情報を管理していることによる連携事例が確認された。
- ◆ 地域にインバウンドが訪れた際に各地域の特色に応じて満足度の高い旅行が提供されるために、各地域における観光施策の中で全国通訳案内士が適切に活用されるべく、引き続き都道府県において全国通訳案内士の登録が行われ、都道府県において登録情報を管理・活用し、地域の特色を踏まえた通訳案内士の質の向上を図ることが適切である。
- ◆ 一方で、都道府県や全国通訳案内士の団体からは、登録手続きにおける負担の軽減を求める多くの声があったことを踏まえ、以下の通り、負担軽減のための改善策について様々な検討を進めていく。

改善策

①登録手続きのデジタル化の加速

多くの自治体において登録手続きが紙媒体により行われていることや、窓口対応が必要となっていることなど、都道府県や通訳案内士が感じている負担の多くについては、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用により大幅な軽減が可能であると考えられることから、関係省庁との連携を深め、都道府県における当該システムの活用促進策を講じる。

②登録手続きの合理化・効率化の加速

登録手続きのデジタル化を前提に、それを阻害する登録時の必要書類の合理化や対面での手続きを求める運用の見直しなどについて、検討を行う。

③観光庁と都道府県の連携の強化

近年のインバウンドの増加により、昭和24年の本件登録制度の創設時と比べ、各地域における観光施策において全国通訳案内士が果たすべき役割の重要性が大幅に高まっていることから、観光庁と都道府県の担当者間で全国通訳案内士の活用について情報共有等を行う場を創設するなど、観光庁と都道府県間の連携の強化を行う。

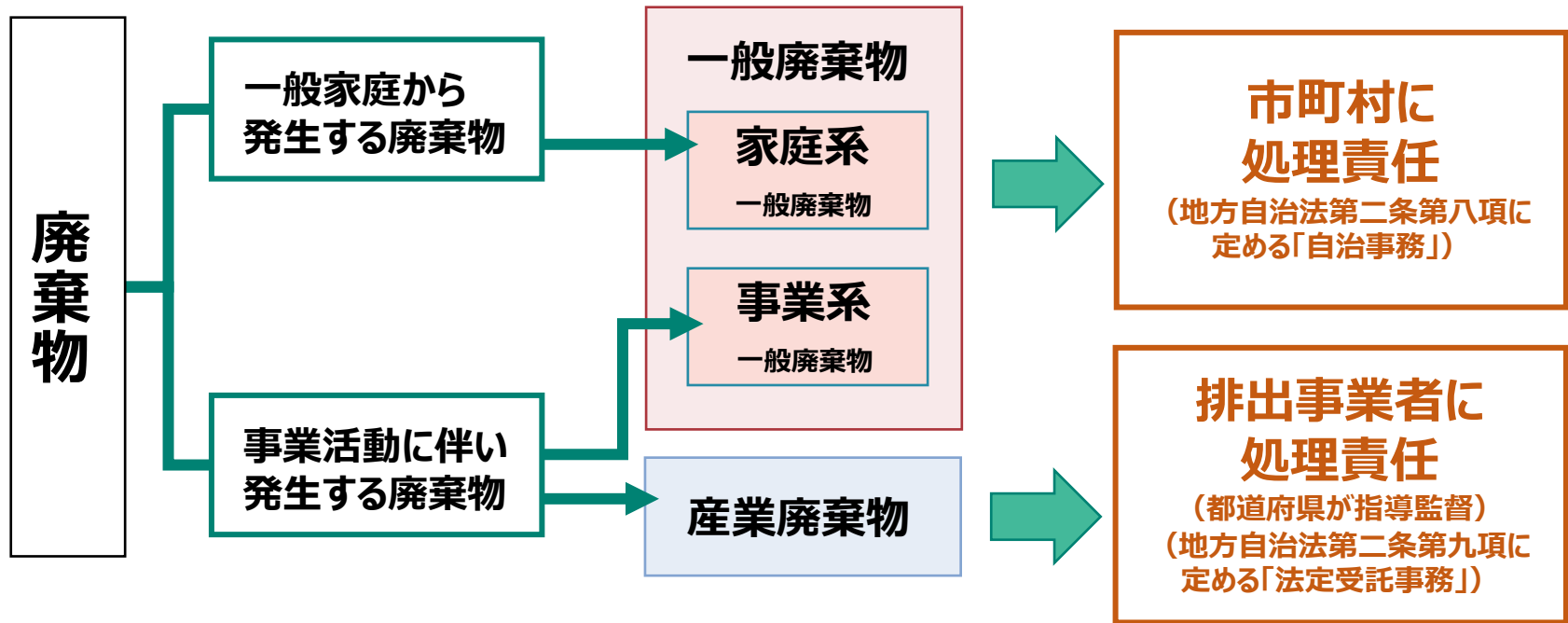
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の五 の「関係行政機関への照会等」の調査権限について

令和7年9月25日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

重点36：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5
の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町
村長にも付与すること（環境省）

一般廃棄物と産業廃棄物①

18



事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下処理が円滑に行われているとは言い難い20種類を産業廃棄物とし、それ以外を一般廃棄物に区分

産業廃棄物（20種類）

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず（建築業、パルプ・紙製造業、新聞業等） ⑧木くず（建設業、木材・木製品製造業等） ⑨繊維くず（建設業、繊維工業等） ⑩動植物性残さ（医薬品製造業等） ⑪動物系固形不要物（と畜場等） ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鋤さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体（畜産農業） ⑲ばいじん ⑳①～⑲を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの。

一般廃棄物と産業廃棄物②



	一 廃	産 廃
処理責任	市町村は、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならない (法第6条の2第1項)	事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない (法第11条第1項) ※排出事業者の処理責任を最終処分まで担保できるよう、管理票（マニフェスト）に関する義務あり（法12条の3第1項）
処理業の許可主体	市町村長（法第7条第1項、第6項）	都道府県知事（法14条第1項、第6項）
19 許可要件	一、当該市町村による処理が困難 二、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する 三、施設及び申請者の能力が基準に適合 四、欠格要件に該当しない (法7条第5項、第10条)	一、施設及び申請者の能力が基準に適合 二、欠格要件に該当しない ※欠格要件として暴力団員等であること (法14条第5項、第10条)
事務の種類	自治事務	第一号法定受託事務
行政の責務	市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。(法第4条第1項)	都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。(法第4条第2項)

登録事項等証明書

道路運送車両法【昭和二十六年法律第百八十五号】

(登録事項等証明書等)

第二十二條 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～4 （略）

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。（後略）

206 （略）

自動車登録規則【昭和四十五年運輸省令第七号】

(交付請求及び提供請求の際の明示事項)

第二十六條 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

一 交付請求をする者の氏名及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号

（１） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合

（２） （略）

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

戸籍法【昭和二十二年法律第二百二十四号】

第十条の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

21 3～6 （略）

住民基本台帳法【昭和四十二年法律第八十一号】

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2～5 （略）

見解・視点を受けた環境省第二次回答



環境省 第二次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としており、都道府県知事が法定受託事務としてその事務を行うものである一方、一般廃棄物の処理は市町村の処理責任を原則としており、市町村長が自治事務として行うものである。このような性質の違いを踏まえると、都道府県知事に係る規定が存在することのみをもって、市町村長にも同様の規定を設けるべきということとは、**必ずしも適切ではない。**

また、第一次回答のとおり、個人情報保護法第六十九条第二項第三号に基づき保有個人情報の提供を受けることは、現行法令下においても可能である。

22 支障事例への回答

所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、**廃掃法等の条文の有無にかかわらず、道路運送車両法第二十二条第一項に基づいて市町村が登録事項等証明書を取得することが可能である。**

戸籍謄本等 : 戸籍法第十条の二第二項

戸籍の附票の写し : 住民基本台帳法第二十条第二項

住民票の写し : 住民基本台帳法第十二条の二第一項

除票の写し : 住民基本台帳法第十五条の四第二項

に基づいて、地方公共団体の機関は、その交付を請求することができることから、**現行法令下においても、これらの規定に基づき、取得することは可能である。**

なお、市町村が道路運送車両法第二十二条第一項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であることについては、環境省が実施した提案団体に対するヒアリング調査において、十分に周知されていないとの意見があったことを踏まえ、**環境省及び国土交通省において早急に周知を行いたい。**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【昭和四十五年法律第百三十七号】

（許可等に関する意見聴取）

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第五項第二号ロからへまでに該当する事由（同号ハからホまでに該当する事由にあつては、同号ロに係るものに限る。次項及び次条において同じ。）の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

22 **都道府県知事は、第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十五条の三第一項の規定による処分をしようとするときは、第十四条第五項第二号ロからへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。**

（関係行政機関への照会等）

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

個人情報保護に関する法律【平成十五年法律第五十七号】

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3～4 (略)

参考規定③（再掲）

道路運送車両法【昭和二十六年法律第百八十五号】

（登録事項等証明書等）

第二十二條 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～4 （略）

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。（後略）

25 6 （略）

自動車登録規則【昭和四十五年運輸省令第七号】

（交付請求及び提供請求の際の明示事項）

第二十六條 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

一 交付請求をする者の氏名及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号

（１） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合

（２） （略）

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

参考規定④（再掲）

戸籍法【昭和二十二年法律第二百二十四号】

第十条の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

26 3～6 （略）

住民基本台帳法【昭和四十二年法律第八十一号】

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2～5 （略）

住民基本台帳法【昭和四十二年法律第八十一号】

(除票の写し等の交付)

第十五条の四 (略)

- 2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

27
3～5 (略)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 (略)

- 2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3～5 (略)

地方自治法【昭和二十二年法律第六十七号】

第一編 総則

第二条

1～7 (略)

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

28 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 (略)

10～17 (略)

厚生労働省 説明資料

重点1：国家資格等情報連携・活用
システムの利用拡大に伴う都道府
県経由の廃止（厚生労働省）

医師等国家資格の免許申請に係る経由事務の今後のあり方について

前回のヒアリングでの指摘を踏まえて、以下の対応をとることとしたい。

審査業務について

(1) オンライン申請について

- 国・地方全体での事務の効率化・合理化を推進する観点から、国家資格等情報連携・活用システム（国家資格システム）の利用拡大による都道府県の業務負担の軽減と、経由事務の見直しを行うことは重要であると考えている。
- オンライン申請の場合には、申請者数の多い職種も含め更なる検討を進めるためには政府全体で課題を解決しながら、具体的な実行の検討を行う必要がある。
- 医療分野における国家資格については、患者の生命、身体に影響を及ぼすという性質上、診断書等の申請書類の審査も厳格に行う必要があり、経由事務の廃止に向けては、国家資格システムを活用した業務の検証や十分な体制整備が必要である。

30 そのため、次頁の工程表の通り準備期間等を設けた上で、令和12年度以降オンライン申請に係る審査業務の経由事務について段階的に廃止可能か検討したい。

(2) 紙申請について

- 上記の通り、医療分野における国家資格の性質を踏まえ、紙申請については、引き続き、都道府県の経由事務の実施に御協力いただきたい。

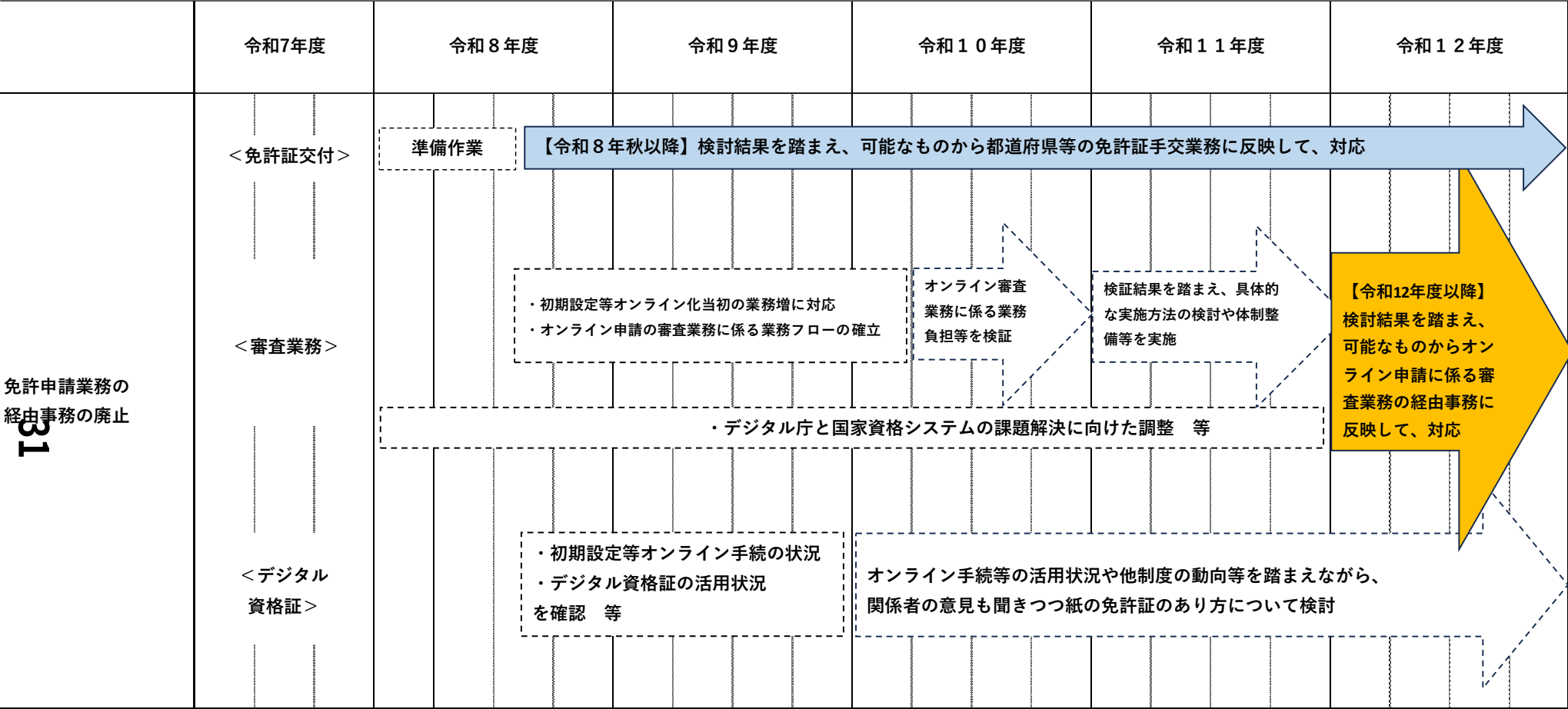
免許証の交付等について

- 都道府県の業務負担の軽減の観点から、必要な準備期間等を設けた上で、令和8年度秋以降、厚生労働省から申請者に対して免許証を直接交付することが可能か検討したい。

※ 当該取組を円滑に行うためには、免許証の正確な送付先を把握する必要があり、都道府県にも御協力いただきたい。

- 医師等のデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについては、オンライン申請の活用状況、デジタル資格証の普及状況及び他制度の動向等を踏まえつつ、関係者との協議を十分に行い、慎重に検討する必要があると考えている。まずは、令和8年秋以降の国家資格システム導入に向けた設計・開発等の準備を進めつつ、引き続き、経由事務の廃止を含めて検討してまいりたい。

経由事務の廃止に向けた今後のスケジュールについて（案）



※ 対象職種等は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、死体解剖資格認定を想定。

※ 経由事務の廃止については、国における必要な体制整備について、関係省庁が連携して財源確保を含めた課題解決に取り組んでいく。

都道府県経由事務の現状

- 医師等の国家資格の免許等申請については、基本的に保健所 ⇒ 都道府県 ⇒ 厚生労働省という流れで紙媒体の申請書が提出されている。
- 保健所及び都道府県では、申請書の形式確認（書類間の整合性の確認等）を実施の上で、一定期間毎、職種毎に申請書を取りまとめ、厚生労働省に進達している。
- また、厚生労働省でも申請内容の確認を行い、不備があった場合の申請者の対応も都道府県に依頼している。
- ✂ 更に、登録後は厚生労働省から都道府県に免許証を発送し、保健所から申請者に対して紙媒体の免許証を交付している。

オンライン化の現状

- 医師等の国家資格は、令和6年度の利用開始を目指していたが、国家資格等情報連携・活用システム（国家資格システム）の戸籍関係情報の連携に係る不具合を受けて導入を延期している。
※ 本不具合については、令和7年6月に解消している。
- 国家資格システムを導入した場合には、免許登録のオンライン申請が可能となり、申請時の戸籍謄本等の添付省略が可能になる。また、申請者への連絡等もオンラインで実施可能となる。
- また、国家資格システムを活用した資格管理を実施した場合、資格管理者が必要な整理をした上でマイナポータルから取得したデジタル資格者証の活用が可能となる。

要望への対応方針

- 国・地方全体での事務の効率化・合理化を推進する観点から、国家資格システムの利用拡大による都道府県の業務負担の軽減と、経由事務の見直しを行うことは重要であると考えている。
- オンライン申請の場合には、申請者数の多い職種も含め更なる検討を進めるためには政府全体で課題を解決しながら、具体的な実行の検討を行う必要がある。
- 具体的には
 - ・ オンライン化による行政の効率化を図るため、デジタル庁と厚生労働省で国家資格システムの導入後も課題を整理し、対応する必要がある。
- 33. デジタル庁において開発・構築を進めている国家資格システムについては、戸籍連携不具合の解消や必要な体制整備等のために医師等の国家資格における導入を延期しているが、経由事務の廃止の検討にあたっては、正確かつ円滑な免許登録業務を実施する観点から、国家資格システムの稼働について、引き続き大量の申請に対しても問題なく運営できること等を慎重に見極める必要がある。
 - ・ 国家資格システム導入後も、当分の間、紙媒体とオンラインの双方の申請が併存することになるため業務量の増加が見込まれ、国だけで免許登録業務を行う場合には適正な業務実施体制の構築に向けた財源が必要。
 - ・ 国だけで免許証の送付を行う場合には、適正な業務実施体制の構築に向けた財源と運用の検討が必要。
- こうした課題の解決に取り組み、将来的な経由事務の廃止について、引き続き、検討していきたい。

介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化 34 (管理番号104)

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

厚生労働省 老健局

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解と提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点

<各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解>

「介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて」（令和6年4月16日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）の内容については承知しているが、本提案は「通信学習方式」における学習時間の恒久的な弾力化を求めるものである。

貴省では、ZOOMを用いた学習方式は通信学習方式にあたり、学習時間の上限は40.5時間であるとしている。一方で上記事務連絡では、当面の間は「都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能」としている。このことから、現状においても実質的にはZOOMを用いたオンラインによる学習方式がカリキュラム全130時間で可能となるものと認識しているが、あくまでも臨時的な取扱いであり、「当面の間」の終了時期や終了後の取扱いが見通せないため、恒久的な取扱いにならないと通信学習方式を定着させることができない。

コロナ禍を経て多くの分野でオンラインによる研修・会議等が行われるようになっている社会状況や、貴省事務連絡「『デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表』を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）においても、介護職員初任者研修における研修受講について「ICT等を活用してオンラインで実施することが可能」とであるとされていることから、通信学習方式における学習時間の恒久的な弾力化について御検討いただきたい。

<提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点>

令和2年4月に開始された新型コロナウイルス感染症の影響下での臨時的な取扱いが、令和6年4月に「現場での研修実施状況等も踏まえ、・・・当面の間継続する」こととされたが、臨時的な取扱いによる研修の実施状況を把握した上で、特段の支障がないのであれば、その恒久化を検討いただきたい。

恒久化を検討するに当たっては、演習を含む研修の全てを通信形式で行うことで研修の質に支障が生じないかといった現場での不安が生じないように、「サテライト方式」を含むオンライン研修の望ましい在り方等に関する技術的検証の実施や当該知見の提供についても、併せて検討いただきたい。

今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。

厚生労働省第2次回答

<厚生労働省第2次回答>

今年度、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いによる研修の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、オンラインでの実施について検討する。
具体的には、今年中に調査を行い、それを踏まえて対応について検討し、速やかに必要な通知改正等ができるよう、取り組んでまいりたい。

介護職員初任者研修調査項目（案）

- 介護職員初任者研修のオンラインによる実施の検討にあたり、現在、都道府県で実施されている研修の取扱いとの整合性も踏まえる必要があると考えられるところ。
- 都道府県におけるオンラインでの実施状況や臨時的取扱いの適用状況等について確認する観点から、以下のとおり調査を実施することを予定。

（調査対象、時期）

- ・ 全都道府県に対して実施。
- ・ 10月頃調査票配布

（主な調査項目（案））

37

1. 都道府県における通信形式での研修実施状況について（臨時的取扱いの適用がない場合）
 - ・ 通信形式で研修を実施している事業者における、研修の実施形態（オンラインによるライブ配信型、録画視聴型、添削型 等）
 - ・ 通信環境がない受講者への対応、視聴確認の方法、オンライン形式に対する規制内容
2. 都道府県における臨時的取扱いの状況について（臨時的取扱いを適用している場合）
 - ・ 臨時的取扱いの適用状況、適用前後の時間数
 - ・ 臨時的取扱いにおける研修の実施形態（オンラインによるライブ配信型、録画視聴型、添削型 等）
 - ・ 通信環境がない受講者への対応、視聴確認の方法、演習や修了評価の取扱い
3. 臨時的取扱いの効果と課題について
 - ・ 臨時的取扱いを実施することによる効果
 - ・ 臨時的取扱いを実施することによる支障
 - ・ 臨時的取扱いに対する都道府県の考え方

参考資料

【参考】介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）

○ 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24 年 3 月28 日老振発0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）（抄）

I 介護職員初任者研修
(略)

10. 通信学習について

受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの通信学習の上限は別添4「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。

39

(別添 4)

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

科目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計 時間
1. 職務の理解	0 時間	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5 時間	9 時間
3. 介護の基本	3 時間	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5 時間	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化の理解	3 時間	6 時間
7. 認知症の理解	3 時間	6 時間
8. 障害の理解	1.5 時間	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12 時間	75 時間
10. 振り返り	0 時間	4 時間
合計	40.5 時間	130 時間

【参考】新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて（令和2年4月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡）（抄）

介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の実施については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）等でお示ししているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、これらの研修については、研修実施主体の都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることも可能といたします。

なお、今般の取扱いの実施にあたっては、以下の点について留意することとし、その方法については、各都道府県で判断して差し支えないこととします。

- ▶ ○ また、今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いとすることを申し添えます。
- 当該対象者を雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行わせるようにすること。
- ・ これらの研修が再開された場合は、実務に就いた経験等を踏まえ補講等を行うこと。

- 介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて（令和6年4月16日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）（抄）

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）において、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところですが、今般、現場での研修実施状況等も踏まえ、本取扱いについては当面の間継続することといたしますので、研修実施機関等への周知について、ご協力をお願いいたします。

(参考) 介護職員初任者研修の概要

1. 目的

- 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるもの。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

41

講義＋演習（130時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解

（6時間）

② 介護における尊厳の保持・自立支援

（9時間）

③ 介護の基本

（6時間）

④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携

（9時間）

⑤ 介護におけるコミュニケーション技術

（6時間）

⑥ 老化の理解

（6時間）

⑦ 認知症の理解

（6時間）

⑧ 障害の理解

（3時間）

⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術

（75時間）

⑩ 振り返り

（4時間）

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施。

提案内容と第1次回答

<提案の具体的内容>

介護職員初任者研修については、厚生労働省が定める取扱細則に基づき、各都道府県において研修事業者を指定し、研修を実施している。同研修は、「通学方式」のほか、受講者の負担を軽減し、受講を容易にするため、カリキュラム全130時間のうち、最大40.5時間については、「通信学習方式」が可能とされている。

県内の研修事業者から「講師の確保が難しい地域においても研修が可能となるよう、ZOOM形式を活用したサテライト会場での研修を実施したいが、その場合「通学方式」として全130時間の実施が可能か」との質問があり、厚生労働省に確認したところ、「ZOOM形式は、通信学習方式にあたり、40.5時間までしか認められない」旨の回答があり、事業者の提案は認められなかった。

令和2年4月30日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」が発出され、全ての研修課程において通信形式での実施が可能となっていることと、臨時的な取扱いによる運営でも特段の問題はなかったため、ZOOM形式で補助講師を置く形であれば実施可能と考える。

<1次回答>

- 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年4月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。
- 今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。